

匿名・流動型犯罪グループの取締りターゲットの指定及び戦略的取締り等の推進について

令和6年12月11日

警察庁丙組二発第18号、丙刑企発第68号、丙生企発第350号、丙交企発第104号、丙備企発第110号、丙サ企発第83号

警察庁刑事局長、警察庁生活安全局長、警察庁交通局長、
警察庁警備局長、警察庁サイバー警察局長から

各都道府県警察の長、庁内各局部課長宛て

(参考送付先) 各附属機関の長、各地方機関の長

(概要)

匿名・流動型犯罪グループの中核的人物等のうち、特に全国的な見地から速やかに活動実態を解明した上で取り締まるべき対象を取締りターゲットに指定し、その取締り等に関する要領を定め、都道府県警察及び庁内各局部課において、同要領を踏まえて同グループの壊滅に向けた戦略的な取締り等を推進するよう示達したものである。